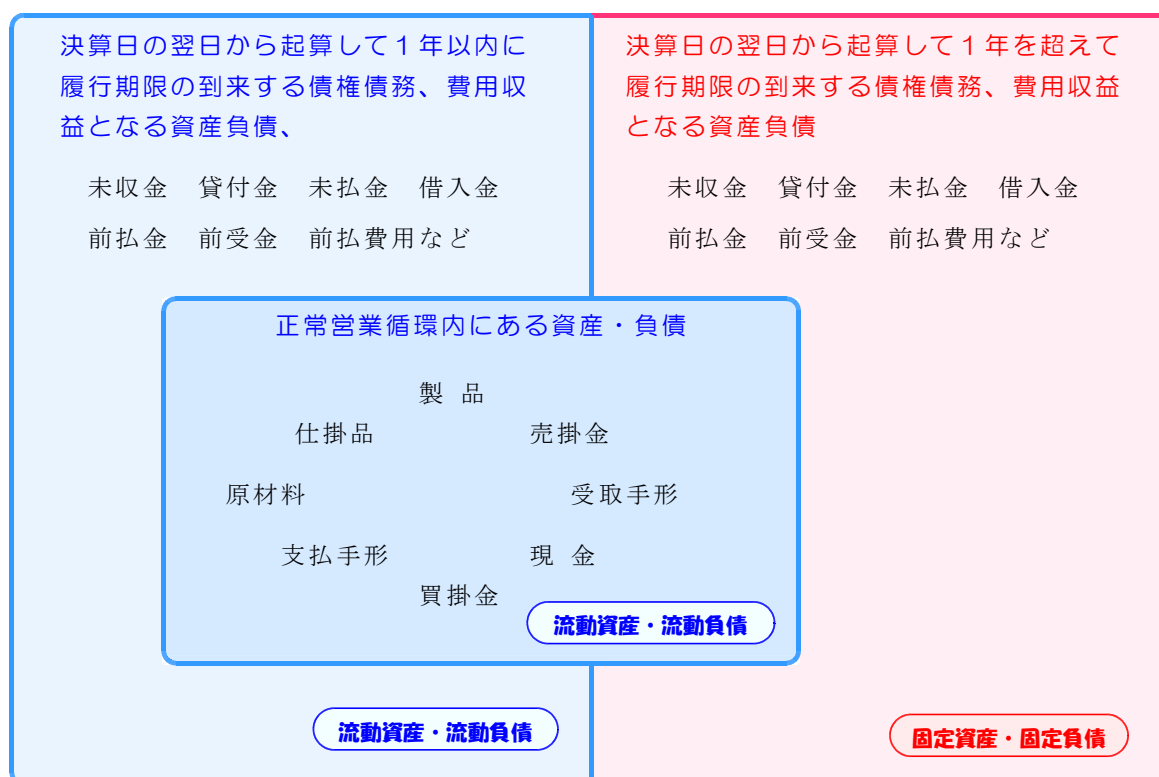


ここでは、予備知識的な論点を少し・・・

1. 流動・固定の分類基準（正常営業循環基準、1年基準）

貸借対照表では、資産を流動資産と固定資産に、負債を流動負債と固定負債に分類します。



「流動」に分類されるのは、まず、正常営業循環内にある資産と負債です。正常営業循環内であれば、たとえ、決算日の翌日から起算して1年を超えて履行期限の到来する債権・債務、費用・収益となる資産・負債であっても「流動」に分類されます。また、仕掛品は、正常営業循環内にあるため、ウイスキーのように完成するまでに数年かかるものの仕掛品も「流動」とされます。

これに対し、正常営業循環外にあり、かつ、決算日の翌日から起算して1年を超えて履行期限の到来する債権・債務、費用・収益となる資産・負債、は「固定」に分類されます。

1-1 正常営業循環基準の定義

正常営業循環基準とは、企業の主たる営業取引の循環過程にあるものを流動項目とし、その他のものを固定項目とする基準をいいます。

正常営業循環基準では、投下された資本が生産・販売プロセスを経て、資本として回収されるまでを一循環期間とし、この循環内にあるものを流動項目とします。

1-2 1年基準の定義

貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に履行期限の到来する債権・債務、費用・収益となる資産・負債を流動項目とし、1年を超えるものを固定項目とする基準です。なお、1年基準は、すべての資産・負債に適用される基準ではなく、有形固定資産や前払費用以外の経過勘定項目などは、1年基準の適用を受けません。

2. 財務諸表のフォーム

損益計算書

I 売上高		(× × ×)	
II 売上原価			
期首商品棚卸高	(× × ×)		
当期仕入高	(× × ×)		
合計	(× × ×)		
期末商品棚卸高	(× × ×)	(× × ×)	
売上総利益			(× × ×)
III 販売費及び一般管理費			
給料	(× × ×)	} この他にも、減価償却費、旅費交通費、 通信費、退職給付費用、水道光熱費など	
広告宣伝費	(× × ×)		
貸倒引当金繰入	(× × ×)		(× × ×)
営業利益			(× × ×)
IV 営業外収益			
受取利息	(× × ×)		
受取地代	(× × ×)		(× × ×)
V 営業外費用			
支払利息	(× × ×)		
雑損失	(× × ×)		(× × ×)
経常利益			(× × ×)
VI 特別利益			
固定資産売却益	(× × ×)		(× × ×)
VII 特別損失			
固定資産売却損	(× × ×)		(× × ×)
税引前当期純利益			(× × ×)
法人税、住民税及び事業税			(× × ×)
当期純利益			(× × ×)

貸借対照表

資産の部	負債の部
I 流動資産	I 流動負債
現金預金 (× × ×)	買掛金 (× × ×)
売掛金 (× × ×)	短期借入金 (× × ×)
貸倒引当金 (× × ×) (× × ×)	II 固定負債
商品 (× × ×)	長期借入金 (× × ×)
II 固定資産	純資産の部
1 有形固定資産	I 資本金 (× × ×)
建物 (× × ×)	II 資本剰余金
備品 (× × ×) (× × ×)	1 資本準備金 (× × ×)
2 無形固定資産	2 その他資本剰余金 (× × ×)
のれん (× × ×) (× × ×)	III 利益剰余金
3 投資その他の資産	1 利益準備金 (× × ×)
長期貸付金 (× × ×) (× × ×)	2 その他利益剰余金
III 繰延資産	任意積立金 (× × ×)
社債発行費 (× × ×) (× × ×)	繰越利益剰余金 (× × ×)
資産の部合計 (× × ×)	負債・純資産の部合計 (× × ×)

3. 法人税の計算

企業は、会計期間に負担すべき法人税の金額を自ら計算し、その金額を計算根拠とともに課税庁に申告し、納税する必要があります。このような制度を「確定申告制度」といいます。

ここでは、法人税の計算の仕組みを簡単に紹介します。

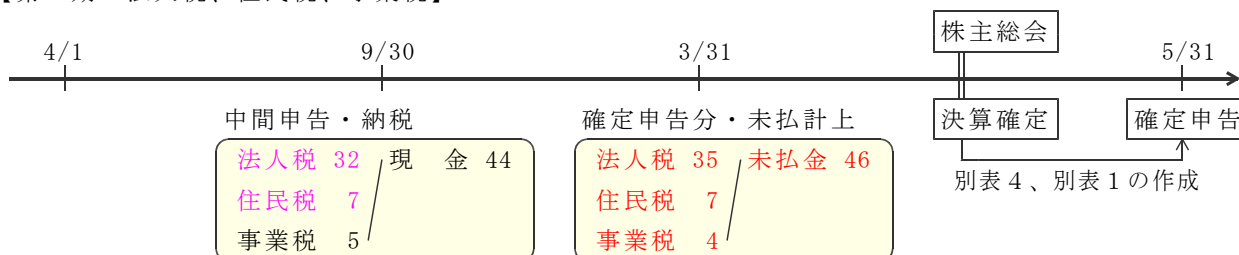
3-1 課税所得の計算

法人税の課税対象とされる「課税所得」と会計上の「税引後当期純利益」は異なる概念です。たとえば、会計上の費用とされる「交際費」や「寄附金」は、その全額が税務上の費用（損金といいます。）とされるわけではありません。このため、「課税所得」は、「税引後当期純利益」に調整を加えて計算します。その調整を行うための表を「別表4」といいます。

【第12期のP/L、B/S】

P/L (第12期)		B/S (第12期)	
売上原価	372	売上高	1,080
給料	252	受取配当	80
減価償却費	150		
交際費	54		
消費税	24		
法人税	67		
住民税	14		
事業税	9		
税引後利益	218		
		現金預金	150
		買掛金	200
		売掛金	200
		未払消費税	14
		有価証券	250
		未払法人税	35
		建物	500
		未払住民税	7
		土地	2,500
		未払事業税	4
		長期借入金	540
		資本金	2,000
		利益準備金	200
		繰越利益	600

【第12期の法人税、住民税、事業税】



なお、上のタイムテーブルの資料の他に、前期末未払計上分の法人税、住民税、及び事業税をそれぞれ 35、7、9を納付している。

課税所得の計算（別表4）

当期純利益		218	
加	損金経理納税充当金	46	← 期末に未払計上した法人税等は、損金に算入できません。
	損金経理法人税	32	← 中間申告分の法人税は、損金に算入できません。
	損金経理住民税	7	← 中間申告分の住民税は、損金に算入できません。
算	交際費	54	← 冗費防止、競争の公平性確保のため、多くの交際費は損金に算入できません。
	納税充当金支出事業税	9	← 前期末未払計上事業税の当期納付分を損金算入します。
	受取配当等の益金不算入	80	← 100%子会社からの受取配当金は、益金に算入しません。
減	所得金額	268	

3-2 法人税額の計算

別表4を利用して計算した所得金額に法人税率を乗じて、一会計期間全体の法人税額を計算します。そして、一会計期間の法人税額から既に中間納付した法人税額を控除して、第12期の確定申告において納付する「差引確定法人税額」を算定します。

ここでは、法人税率を25%として法人税額の計算を行っています。

法人税額の計算（別表1）

所得金額	268
法人税額 268 × 25%	67
中間申告分の法人税	32
差引確定法人税額	35

4. 消費税の計算

消費税は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を控除して計算するのが基本形になります。そして、その計算資料の多くは、損益計算書から得られます。

【第12期のP/L、B/S】

P/L (第12期)		B/S (第12期)	
売上原価 372	売上高 1,080	現金預金 150	買掛金 200
給料 252	受取配当 80	売掛金 200	未払消費税 14
減価償却費 150		有価証券 250	未払法人税等 46
交際費 54		建物 500	長期借入金 540
消費税 24		土地 2,500	資本金 2,000
法人税等 90			利益準備金 200
税引後利益 218			繰越利益 600

期首商品 70	
当期仕入 402	
期末商品 100	
売上原価 372	

「支払った消費税」は、「売上原価」分ではなく、「当期仕入」分の消費税で計算します。

消費税の計算	
支払った消費税	預かった消費税
$756 \times 8/108 = 56$	$1,080 \times 8/108 = 80$
差引	中間納付 10
税額 24	納付税額 14

仕入 402
※1 交際費 54
※2 建物購入 300
756

※1 給料や減価償却費からは「支払った消費税」を計算しません。それに対して、交際費とされる中元・歳暮の購入費用には、消費税が含まれるため、「支払った消費税」の計算要素となります。

※2 建物の購入は「課税取引」とされるため、建物の購入原価は、「支払った消費税」の計算要素となります。